

第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ 八戸市売店出店募集要領

1 趣旨

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）では、出場する選手・監督等の大会関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、YSアリーナ八戸において、売店の出店者（以下「出店者」という。）を募集する。

2 設置場所、開設日時

売店の設置場所、期間は次のとおりとする。

ただし、実行委員会は、必要に応じて終了時間を変更できるものとする。

場 所	開設日時
YSアリーナ八戸（空道競技会場）	令和8年5月31日（日） 9時～16時

3 販売品目

『第80回国民スポーツ大会八戸市売店設置運営要項 6販売品目』に定める下記販売品目を参照すること。

- (1) スポーツ用品
- (2) 大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、大会メッセージ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等で仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱等、簡単な調理（かける、はさむ、注ぎ分ける等）をされたものであること。

- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

4 出店規模、出店位置及び募集ブース数

出店規模、出店位置は、次のとおりとする。ただし、実行委員会は、出店状況等に応じて、面積を調整することができる。

また、ケータリングカー（キッチンカー）にて出店する場合、ケータリングカー（キッチンカー）1台につき1店舗使用とみなす。

なお、ケータリングカー（キッチンカー）で出店する場合、他売店の出店位置と隣接しない場合がある。

出店位置は、出店者決定後、実行委員会が決定し知らせる。

場 所	出店位置	面 積 (1店舗当たり)	募集ブース数
Y Sアリーナ八戸	(1) 2階：ホワイエ	4 m ² (2 m×2 m) 以内	5ブース程度
	(2) 屋外：車いす用 駐車場付近	20 m ² (3.6m×5.4m) 以内	4ブース程度

5 出店者の条件

『第80回国民スポーツ大会八戸市売店設置運営要項 7 出店者条件』に定める下記条件を参照すること。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 申請時に、1年以上市内に店舗を有して、営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会以降の国民体育大会及び国民スポーツ大会、競技別リハール大会で出店実績のある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 各競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。

ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。

カ 申請時点において、市税（八戸市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

【ケータリングカー（キッチンカー）について】

食品の調理を伴う臨時営業及びケータリングカー（キッチンカー）での出店者については、八戸市保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者とする。

また、あらかじめ食品を製造加工し、容器包装された食品を販売する出店者は、管轄する保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者とする。

6 経費の負担

売店の設置・撤去並びに運営に要する経費は、出店者の負担とする。また、屋内のブースについては、原則会場内の机・椅子等を使用し、不足分については競技団体（主催者）が用意すること。

その他必要な発電機、消火器等の備品は、出店者で準備すること。

7 出店料

無料

8 出店申請・決定通知

(1) 出店申請にかかる提出書類

応募者は、以下の書類に必要事項を記入のうえ、受付期間内に実行委員会へ持参又は郵送で提出すること。

No	必要書類
1	様式第1号 売店出店申請書
2	様式第2号 売店出店概要書 (<u>飲食店出店者は併せて別紙メニュー報告様式を提出</u>)
3	様式第3号 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書
4	様式第4号 誓約書兼承諾書
5	出店者及び従業員の本人確認書類 (運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
6	八戸市税の滞納がないことの証明書(写し可) ※直近3ヶ月以内のもの
7	法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(写し可) ※直近3ヶ月以内のもの
8	営業に関する許可証等の写し

(2) 出店者決定後の通知書面

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店出店許可証(様式第6号)」を交付する。

9 保健所への手続き

営業許可申請又は届出を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定された場合は、速やかに保健所に許可申請等を行い、受付印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

10 売店監督員

(1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は、実施本部の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

11 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

12 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

13 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、販売店の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (3) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。
- (5) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、出店区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (6) 従事者は、実行委員会が交付するADカードを着用し、丁寧な接客を心掛けること。
- (7) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。

変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。

- (8) 施設内の電気と水道の利用は原則許可しないため、必要に応じて出店者が用意すること。ただし、やむを得ない事情により必要となった場合は、施設管理者と協議すること。
- (9) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (10) 関係法令を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

14 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、『第80回国民スポーツ大会八戸市売店設置運営要項』に基づいて出店者の選定を行い、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR、出品品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。
- (2) 出店申請数が当該競技会場における募集店舗数を超えたときは、実行委員会が必要と認めたものを除き、八戸市内に事業所又は本店を有するものを優先する。
- (3) 前2号により難しい場合は、実行委員会において抽選する。

15 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月20日（月）まで

【持参】 8時15分～17時（土・日・祝日を除く）

【郵送】 令和8年4月20日（月）必着

※ただし、実行委員会は募集状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

16 その他

- (1) 提出された書類等に含まれる個人情報については、実行委員会売店の選定、設置及び運営のため使用するものとし、その他の目的には使用しない。
- (2) 駐車場については原則として1売店に1台とする。
- (3) 売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 実行委員会は、天候等の事由により、やむを得ず売店の出店を中止する場合がある。その際は、実行委員会から速やかに該当する出店者に連絡するものとする。

17 書類提出及び問合せ先

〒031-8686

青森県八戸市内丸一丁目1-1（本館地下1階）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会事務局

（八戸市役所 観光文化スポーツ部 国スポ・障スポ推進室内）

電話：0178-43-9396 F A X：0178-43-9375

E-mail：kokuspo@city.hachinohe.aomori.jp